

議会広報広聴委員会記録

令和8年3月5日(木)

8時59分～9時21分

第4委員会室

【出席者】大谷委員長、岡山副委員長、
西田一平委員、今田委員、遠藤委員、花田委員、戸津川委員、沖田委員、
笹田委員、岡本委員

【委員外議員】森谷議員(紹介議員)

【事務局】下間局長、村山書記

議題

1 請願審査について……………資料1

(1) 請願第88号 議会における公人・法人等の実名発言及び議会だより等への掲載の保障に関する請願について(議会広報広聴委員会付託分)

(2) その他

2 議会だよりVol.81について

(1) 市民対談掲載内容協議

(2) その他

3 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[8 時 59 分 開議]

○大谷委員長

議会広報広聴委員会を開会する。出席委員は10名で定足数に達している。

1 請願審査について

(1) 請願第 88 号 議会における公人・法人などの実名発言及び議会だよりなどへの掲載の保障に関する請願について（議会広報広聴委員会付託分）

○大谷委員長

本委員会に付託された1件の請願について審査を行う。

請願第 88 号「議会における公人・法人などの実名発言及び議会だよりなどへの掲載の保障に関する請願」についてである。当委員会では審査する項目は、請願事項のうち2項目目となる。

本件について、継続審査を希望する委員はいるか。

（ 「なし」という声あり ）

継続審査の申出はないため、審査に入る。

自由討議を希望する委員はいるか。

（ 「なし」という声あり ）

自由討議の希望もないため、採決に向けた各委員の意見を聞きたい。

採決において「不採択」という言葉は「採択」と聞き取りにくいいため、発言の際は賛成か反対かを明確に表明し、理由を述べてほしい。

では、笹田委員から順に意見ををお願いします。

○笹田委員

本請願に対しては反対する。議会だよりや議会中継の編集においては、編集側が責任を負う。実名を掲載することで相手が不快な思いをする可能性があるれば、掲載する必要はない。そのような配慮を欠くべきではないため、反対する。

○沖田委員

本請願については反対である。

公式記録において、ある程度の精査を行い、不適切な部分を削除することはやむを得ない。ただ、広報における実名報道は、全てが悪いわけではない。事実に基づく内容で、掲載する相手の合意がある場合は掲載するなど、柔軟な対応の検討を今後行っても良いと考える。

○西田一平委員

本請願については反対である。公的な広報媒体において、相手がいる以上、ルールやマナーを遵守することが重要であるため、反対する。

○花田委員

反対である。正確な氏名の公表は、プライバシー保護の観点から最低限の配慮が

必要である。

○今田委員

本請願には反対である。役職名で個人は特定できる。個人である前に一人の人間として配慮が必要なため、役職のみの表示が妥当である。公平性を保つ観点からは、役職名で表示される人と並行して、議員についても議席番号や議員という役職で記載する配慮も検討すべきではないか。

○遠藤委員

本請願には反対する。請願の趣旨に「誰がどの組織が何をしたのか」とあるが、組織の決定事項は個人の判断ではない。したがって、個人名を表示する必要はない。その組織が何をしたのか分かれば、市民も理解できる。

また、議員と市職員を同じ公人として同等に語るべきではない。もし名前を出さないことが不自然だと言うのであれば、議場の名札まで消すのかという話になってしまう。現状の制度を維持すべきだと考える。

○戸津川委員

編集削除は必要と思うので反対。

○岡本委員

反対である。請願事項3点について検討したが、常に現行の運用を維持すべきと考え、反対をする。

○大谷委員長

ここで、紹介議員である森谷議員から発言の申し出があるが、扱いをどうするか。
(「許可する」という声あり)

森谷議員、短く発言をお願いします。

○森谷議員（紹介議員）

各委員の気持ちは分かるが、本請願は法的にどうかというステップを踏んでほしいという内容である。市役所の職員も我々も法治国家の法の下で働いている。感情だけで判断すべきではなく、法的に確認した上で、それでも制限が必要な場合はその理由を明確にしてほしいという請願であるため、その点も考えてほしい。

○大谷委員長

岡山副委員長、お願いします。

○岡山副委員長

本請願に対しては反対をする。行政職は、個人ではなく自治体の意思で動いている。本人の意思で発言しているわけではないため、個人名を出すのはふさわしくない。地方公務員法第30条の規定に照らしても、現在の運用が妥当であると判断する。

○大谷委員長

全委員の意見を聞いた。これより採決に入る。

請願第88号について、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

賛成なしと認める。よって、請願第88号については、採択すべきものではないと

決した。

本件について、その他に何かあるか。

(「なし」という声あり)

2 はまだ議会だよりVol.81について

(1) 市民対談掲載内容協議

○大谷委員長

候補者について提案はあるか。

○沖田委員

前回の会議で出た内容の継続協議で良いか。

○大谷委員長

時間が空いたため、確認のため改めて推薦内容の発言をお願いします。

○沖田委員

以前話した候補者については、時期的に掲載が難しいため、地元で天然ワカメ漁に従事している方を推薦する。

○戸津川委員

山陰道開通についてはどうか。

○大谷委員長

承知した。では、ワカメ漁の関係と、山陰道の関係、この2点に絞って協議する。意見があればお願いします。

○岡本委員

時期的な問題を考慮するとワカメ漁を取り上げるのが良いと思う。

○沖田委員

議会だよりの発行日は5月1日である。ワカメ漁は今からゴールデンウィーク頃までがピークなため、掲載には一番良い時期ではないかと考える。

○笹田委員

ワカメ漁については、後継者不足という問題もある。瀬戸ケ島などで苦勞されている方を紹介することには意味がある。

○大谷委員長

皆の意向としては、ワカメ漁を取り上げるという案でまとめて良いか。

(「良い」という声あり)

では市民対談は、ワカメ漁とすることに決定する。取材先については、詳しい委員に任せる。締切日までに進めてほしい。

○沖田委員

取材の分担について、唐鐘は私、瀬戸ケ島は別の方で分けるなど、担当を明確にしたい。

○岡本委員

瀬戸ケ島を担当する。

○大谷委員長

唐鐘については沖田委員、瀬戸ヶ島については岡本委員に担当をお願いする。

(2) その他

○大谷委員長

本議題について、その他に何かあるか。

(「なし」という声あり)

3 その他

○大谷委員長

全体として、その他に何かあるか。

(「なし」という声あり)

予定した議題は全て終了した。これをもって議会広報広聴委員会を終了する。

[9 時 21 分 閉議]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

議会広報広聴委員会委員長 大谷 学